

<学会レポート>

## 第44回 日本医事法学会総会

丸山 英二（神戸大学）

第44回日本医事法学会総会は、2014年11月29日～30日に中央大学駿河台記念館で開催された。以下、その内容を紹介するが、叙述の繁簡宜しきを得ていない点、あらかじめお詫びしておきたい。

第1日目の23日は、午後にワークショップがA会場およびB会場でそれぞれ2本行われた。A会場では、「精神保健福祉法改正の意義と課題」および「医事訴訟における専門家の関与のあり方」のテーマで報告と意見交換がなされた。前者では、「平成25年精神保健福祉法改正の意義」（柑本美和・東海大学）、「保護者制度の廃止と家族の地位」（磯部哲・慶應義塾大学＝久保野恵美子・東北大学の代理）の報告があり、平成26年4月から施行された精神保健福祉法改正が解説された。この改正によって、保護者制度が廃止され、医療保護入院の際には、保護者の同意に代えて、これまで保護者となり得るものとして法に掲げられていた家族1人の同意が求められることになった。これによって保護者となる者の負担の問題が解消されたが、他方、患者の退院判断は誰がするのかなど、入院後の患者の医療について責任を持つ者が判然としなくなった。後者では、企画趣旨を説明する「医事訴訟における専門家の関与のあり方」（渡辺千原・立命館大学）のあと、「コンカレント・エヴィデンス——オーストラリアにおける専門家証人の同時尋問」（平野哲郎・立命館大学）、「専門訴訟における座談会方式による私的鑑定人の尋問」（信濃孝一・東北大学）、「裁判は『専門知識』と『常識』を架橋する」（児玉安司・新星総合法律事務所）の報告があり、活発な意見交換がなされた。

B会場では、「歯科医療をめぐる医事法学的課題」のテーマで、「インプラント医療紛争からみた歯科医療の問題点」（佐藤慶太・鶴見大学）、「歯科医師・歯科衛生士の業務範囲」（和泉澤千恵・國學院大學大学院）、「歯科診療関連死の刑事責任」（小室歳信・日本大学）、「特定行為に係る看護師の研修制度と法的課題」のテーマで、「特定行為に係る看護師の研修制度及び保健師助産師看護師法改正の経緯と問題点」（平塚志保・旭川医科大学）、「看護師の医療行為と医師の指示（包括的指示と具体的指示）」（柳井圭子・日本赤十字九州国際看護大学）の各報告のあと、意見交換がなされた。

ワークショップのあと、会場1階のレストラン・プリオールで懇親会が開かれた。今回の総会は、大会長の只木誠中央大学教授および実行委員長の鈴木彰雄同教授の周到な準備と手配のもと、開催校の学生さんなどの協力を得て開催されたものであったが、懇親会の際も、行き届いた配慮と心尽しのご馳走で有意義な交歓の場をもつことができた。

翌30日は、9時からの総会で始まった。報告事項のあと、決算および予算案の承認、年報の編集方針、役員選挙、事務委託などの議題について、説明後、承認された。また、2015年10月31日～11月1日に北海道大学で開かれる第45回大会の予定が報告された。

個別報告では、A会場で、「人体を利用する医療の血縁者間実施とその規制のあり方——第三者生殖医療と生体移植を例として」(今井竜也・金沢大学)、「終末期医療に関する法的状況—フランスとベルギーの比較から」(本田まり・芝浦工業大学)、「医療基本法が関係法令に及ぼす可能性」(古城隆雄・自治医科大学)、B会場で、「医師に課される法的守秘義務の変容?」(神馬幸一・静岡大学)、「顛末報告義務の法的性質及びその範囲」(阪上武仁・弁護士)、「出生前診断・着床前診断をめぐる近時のドイツの動向」(三重野雄太郎・鳥羽商船高等専門学校)の報告と質疑が行われた。

個別報告のあとは、シンポジウム『再生医療の規制はどうあるべきか』が開かれ、下記の報告と総合討論が行われた。

1. 「再生医療関係3法の概要と昨年のワークショップの整理」(一家綱邦・京都府立医科大学)
2. 「再生医療等安全性確保法——医療・医学研究規制としての成果と課題」(辰井聰子・立教大学)
3. 「患者の保護と医療を受ける権利・学問の自由」(中山茂樹・京都産業大学)
4. 「医療の一般的規制と再生医療安全性確保法」(米村滋人・東京大学)
5. 「消費者保護法制と患者保護法制の比較を通した再生医療規制の検討」(高嶋英弘・京都産業大学)
6. 「再生医療のこれまでとこれから」(松山晃文・医薬基盤研究所)

また、昼食時には、ランチョンセッション「『地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律』に含まれる諸問題」(手嶋豊・神戸大学)において、新しい医療事故報告制度を設ける医療法改正や看護師の特定行為実施に関する保健師助産師看護師法改正などが盛り込まれた同法が分かりやすく解説された。